

市健第309号
平成28年6月1日

関係機関各位

市貝町長 入野正明
(公印省略)

市貝町こども医療費助成制度の変更について（ご依頼）

初夏の候、貴台におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より本町医療費助成制度等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町で実施しております「こども医療費助成制度」につきましては、現在、県制度同様に未就学のこどもを対象に「現物給付方式」を実施しておりますが、平成28年7月診療分より対象年齢を中学3年生修了まで拡大することとなりました。

つきましては、当該制度の実施にあたりまして医療機関等関係者皆様のご協力が不可欠でございますので、下記のとおり制度の趣旨をご理解いただき、円滑な運営に向け、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 市貝町こども医療費助成制度の概要

- ①受給対象者 市貝町内在住の中学生までのこども
- ②助成内容 医療保険適用のすべての疾病・けが（入院時食事療養費含む）
- ③助成方法 県内医療機関等での受診が現物給付（県外は償還払い）
- ④法令による公費負担制度との関係

- ・国の公費負担制度が適用される場合は、国の制度を優先します。
- ・公費負担医療により一部負担金がある場合は、その額がこども医療費の対象。
- ・生活保護については、生活保護を優先します。

※独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する災害共済制度に該当するけが等については、共済制度が優先となりますので「こども医療費助成制度」の対象となりません。窓口で一部負担金を徴収してください。

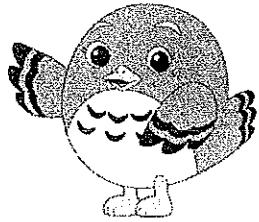
2. 現物給付として取り扱えない場合

- ・市貝町発行のこども医療費受給資格者証の提示がない場合
- ・小学生以上で平成28年7月以前に発行した受給資格者証の提示があった場合

3. 現物給付対象年齢拡大による受給者証の内容

年齢区分	公費番号	受給資格者証の色
未就学児	60090636	ピンク色
小学生～中学生	80091630	ウグイス色

平成28年7月から



市貝町こども医療費助成制度の 現物給付対象年齢を中学3年生まで拡大します。

今までの「こども医療費助成制度」では、未就学児までが現物給付※の対象でした。平成28年7月1日以降は、中学3年生まで現物給付が拡大されます。

※現物給付について

市貝町に住民票のある中学3年生までのお子さまが、県内の医療機関において、病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合、窓口での自己負担が不要になる制度です。

医療機関を受診する際には、「こども医療費受給資格者証」と「健康保険証」をご提示ください。

☆変更内容☆

[変更前]

年齢区分	現在	
	給付方式	資格証の色
0歳 ～未就学まで	現物給付 (栃木県内)	ピンク色
小学1年生～ 中学3年生まで	償還払い	ピンク色 または青色



[変更後]

年齢区分	平成28年7月1日～	
	給付方式	資格証の色
0～未就学まで	現物給付 (栃木県内)	ピンク色
小学1年生～ 中学3年生まで	現物給付 (栃木県内)	うぐいす色

☆注意点☆

①平成28年6月末までに償還払い医療機関にかかった場合

申請期間は診療月より1年以内になります。そのため、平成29年6月末までに健康づくり係窓口で、償還払いの手続きを行ってください。



②県外の医療機関を受診した場合

今までどおり償還払いとなります。

③平成29年度以降に小学生になられる方

小学校にあがる年の3月に、新しい「こども医療受給資格者証」を郵送します。小学校にあがる4月以降は新しい「こども医療受給資格者証（うぐいす色）」を使用してください。

コンビニ受診は医療費の増大につながります。適正な受診をお願いします。



お問い合わせ先

市貝町健康福祉課健康づくり係
Tel0285-68-1133